

非常時における臨時休業の措置に関する規程

1 気象警報の場合

- (1) 学校所在地に暴風警報・暴風雪警報・レベル4大雨危険警報、及び桂川下流にレベル4氾濫危険警報が発表された場合
 - ア 午前7時現在、上記の警報及び危険警報が発表されている場合は家庭に待機する。
 - イ 午前11時現在、解除された場合は午後1時30分からSHRを行い、第5時限目以降の授業を行う。
 - ウ 午前11時現在、解除されない場合は、臨時休業とする。
- (2) 学校所在地に特別警報が発表された場合
 - ア 午前7時現在、いずれかの特別警報が発表されている場合は家庭に待機する。
 - イ 午前11時現在、特別警報およびすべての警報が解除された場合は、午後1時30分からSHRを行い、第5時限目以降の授業を行う。
 - ウ 午前11時現在、特別警報または何らかの警報が継続して発表されている場合は、臨時休業とする。
- (3) 学校所在地に避難指示が発表された場合は、家庭に待機する。避難指示が解除された場合は、ウェブサイト等により別途連絡する。
- (4) 学校所在地に上記の警報や避難指示が発表されていない場合でも、居住地や通学路周辺で警報や避難指示が発表される等、安全に登校できないと判断した場合は、学校に連絡をしたうえで家庭待機、又は、自治体の避難指示に従い行動する。
- (5) その他、緊急の場合は、気象状況、公共交通状況等を踏まえ、適切な措置を講じる。

2 自然災害に伴う交通機関運休の場合

- (1) 午前7時現在、阪急電車（京都線）またはJR（山科～高槻間）が運休の場合は家庭に待機する。
- (2) 午前11時現在、阪急電車（京都線）、JR（山科～高槻間）ともに運行している場合は、午後1時30分からSHRを行い、第5時限目以降の授業を行う。
- (3) 午前11時現在、阪急電車（京都線）またはJR（山科～高槻間）が運休の場合は臨時休業とする。
- (4) JR（嵯峨野線）が運休の場合、これを利用している生徒は家庭に待機する。

3 交通ストの場合

- (1) 午前7時現在阪急電車、京都市バスのどちらかがストのときは第2限から授業を行う。
- (2) 午前7時現在阪急電車、京都市バスともにストのときは家庭に待機する。
 - ア 午前11時までに阪急電車、京都市バスのどちらかが解除されたときは、午後1時30分からSHRを行い、第5時限目以降の授業を行う。
 - イ 午前11時現在阪急電車、京都市バスともにストのときは臨時休業とする。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年7月20日から施行する。
この規程は、令和3年7月16日から施行する。
この規程は、令和8年4月1日から施行する。
この規程は、令和8年5月29日から施行する。